

改訂（大きな変更）	令和４年３月１１日
改訂（軽微な変更）	令和５年３月２４日
改訂（大きな変更）	令和６年３月２８日
改訂（大きな変更）	令和７年３月１８日

相良村過疎地域持続的発展計画

令和３年度～令和７年度

令和３年９月

熊本県相良村

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 相良村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と課題	11
(2) その対策	11
(3) 計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
3 産業の振興	13
(1) 現況と課題	13
(2) その対策	14
(3) 計画	15
(4) 産業振興促進事項	16
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
4 地域における情報化	17
(1) 現況と課題	17
(2) その対策	17
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
5 交通施設の整備、交通手段の確保	18
(1) 現況と課題	18
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
6 生活環境の整備	21
(1) 現況と課題	21

(2) その対策.....	22
(3) 計画.....	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	23
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
(1) 現況と課題.....	24
(2) その対策.....	24
(3) 計画.....	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	25
8 医療の確保.....	27
(1) 現況と課題.....	27
(2) その対策.....	27
(3) 計画.....	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	27
9 教育の振興.....	28
(1) 現況と課題.....	28
(2) その対策.....	28
(3) 計画.....	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	30
10 集落の整備.....	31
(1) 現況と課題.....	31
(2) その対策.....	31
(3) 計画.....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	31
11 地域文化の振興等.....	32
(1) 現況と課題.....	32
(2) その対策.....	32
(3) 計画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	33
12 再生可能エネルギーの利用の推進	34
(1) 現況と課題.....	34
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	34

1 基本的な事項

(1) 相良村の概況

ア 自然的、歴史的条件

(ア) 自然的条件

相良村は、熊本県の南部、人吉球磨盆地のほぼ中央（東経 130 度 47 分・北緯 32 度 13 分）標高 152m（役場）に位置し、総面積は 94.54k m²である。また、日本三大急流の一つ「球磨川」最大の支流「川辺川」が村の中央を北から南に貫流している。

村北部は、標高 1,302mの仰烏帽子山をはじめとした山岳が連なる広大な山林を形成しており、村南部は、川辺川沿いの中・下流域には水田、台地に広大な畑が広がる農耕地帯を形成している。

平均気温は 16.1℃と 1 年を通して温暖で穏やかな気候であるものの、近年の気候変動の影響で、夏季は 35℃以上の猛暑が続き、冬季は最低気温が氷点下になる日も見られるようになってきている。また、降雨量は年間平均約 2,700 mmで、近年集中豪雨の回数が増加している。令和 2 年 7 月豪雨では暖かく湿った空気が連続して流れ込む線状降水帯が発生し、時間雨量 30 mmを超える激しい雨が長時間にわたって降り続き、本村においても家屋・道路・橋りょう等などの生活基盤や農地・農業用施設等の生産基盤において甚大な被害を受けた。

(イ) 歴史的条件

明治 22 年 4 月「市町村制」の施行とともに、川辺村、深水村、柳瀬村の 3 村が合併し川村となり、四浦村と五木村は組合村として発足したが、明治 29 年再び分離独立し四浦村となった。昭和 31 年 9 月川村と四浦村が合併し、「相良村」として現在に至っている。

(ウ) 社会的条件

本村は、南部の平坦な地域と北部の急峻な山地に分かれており、人口は南部に集中し、北部は山間部に点在している。

昭和 35 年の国勢調査で 8,400 人だった人口は、昭和 50 年には、5,753 人までに減少した。しかし、昭和 54 年以降、国土交通省直轄事業の川辺川ダム建設計画に伴い、五木村から水没者の転入等の社会増により遡増の傾向を示し、昭和 60 年の国勢調査では、6,024 人となったが、以降、再び減少に転じ、平成 27 年の国勢調査では 4,468 人となり、その後も減少傾向が継続している。

(エ) 経済的条件

本村の産業は、農業、林業、水産業、商工業である。

農業は、主として米、茶、葉たばこ、イチゴ、メロン、鮎、肉用牛等を生産している。企業の農業参入や高付加価値な有機無農薬栽培を推進し、地産地消を生かした新たな販路の拡大及び 6 次産業化による収益性の高い産業構造の確立に取り組んでいる。農地は、田畑の合計が 837ha で南部に偏在しており、農地の基盤整備、集積等による効率的な農地利用を推進している。

林野面積 6,952ha のうち民有林は 5,635ha、このうち桧、杉、松等の人工林は 3,879ha で、天然林は 1,658ha である。近年、林道、作業道の開設及び作業機械の大型化等により、生産基盤は逐次整備されている。しかし、農林業は国際化の進展、従事者の高齢化、後継者不足等によって極めて深刻な状況に直面している。

工業については、製茶工場、コンクリート 2 次製品、製材業等であるが、これらも国全体

の構造的な不況の中で厳しい経営が強いられている。

経済圏は、隣接した人吉市を中心としたものであるが、平成元年 12 月に開通した九州縦貫自動車道人吉 I C に国道 445 号、村道清流川辺川線（旧広域農道）及び主要地方道人吉水上線を通じて容易にアクセスできることや九州新幹線全線開通など交通の優位性を活かした企業誘致や産業開発が今後の課題である。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向（過疎現象）

本村の人口推移をみると、戦後のベビーブームの影響もあり、人口が急増し、1955 年（昭和 30 年）の 8,809 人をピークとして、昭和 40 年代にかけ高度経済成長に伴う大都市圏への人口集中を背景に、転出等による急激な人口減少が続いた。昭和 50 年代以降は、自然増減（出生と死亡の差）と社会増減（転入と転出の差）がともに小さくなり人口の大きな変化はなかったが、1995 年（平成 7 年）以降、高齢世代の長寿命化で老年人口は増加しているものの、少子化や進学・就職等の転出により人口が再び減少に転じ、2015 年（平成 27 年）の国勢調査で人口が 4,468 人となっている。

一方、高齢化は確実に進み、昭和 35 年には 6.2% であった高齢化率が、令和 2 年においては 41.1% と全国平均 28.4% を大きく上回っている。また、出産可能な年齢層に該当する女性人口の減少による出生数は減少しており、日本創生会議が発表した消滅可能性都市に該当するとされている。このことから、人口構成は、出生率の低下による年少人口の減少、長寿命化による高齢者人口の増加に伴い、超高齢社会が到来している。

これらは集落機能に様々な問題を生じさせるとともに地域活力の衰退をもたらし、農林業をはじめとする産業振興と新規の産業形成に支障を来し始めている。

また、近年は、人口減少に伴う空き家の増加という新たな問題も生じている。

(イ) その原因

村の人口減少が顕著になったのは、高度経済成長の影響が中山間地域に浸透しはじめた昭和 30 年代の後半からである。

村の産業基盤は、主に農業と林業であるが、昭和 30 年代後半頃から特に労働需要が減少し、出稼ぎ労働者が増加することとなった。さらに経済成長と相まって情報化が進み、都市集中化は全国的なものとなり、若者層を中心とした人口の流出や、後継者までもが転出し、過疎化に拍車をかけることになった。

現在でも基幹産業である農林業の兼業化、高齢化による離農が続いているが、このことは、農林業を取り巻く環境の低迷や先行き不安感、後継者不足等が強く影響している。さらに長引く不況及び新型コロナウイルス感染症拡大等によって企業誘致等が容易でなく、雇用に大きく結びつく地場産業も少ないため、若年層を中心とする都市部への流出に歯止めがかからないことが大きな要因で過疎化は今なお続いている。

(ウ) これまでの過疎法に基づく対策等

これまでの過疎地域自立促進計画では、農業を始めとする産業の基盤を整備し、地域住民の生活の利便性を向上させ、子育ての環境と高齢者支援を充実させた魅力ある地域づくりを目標に、農林業の基盤整備、道路、橋梁の整備を中心に消防施設、上下水道等の生活環境の整備を進めるとともに、文教施設等の整備を進めてきた。

情報化については、庁舎内業務の電算化、ホームページやフェイスブック等の SNS を活用した情報発信を実施している。また、村内の情報格差是正のため、地域情報通信基盤整備

事業により、告知放送システムによる防災・行政情報の提供、地上デジタルテレビ放送難視聴地域解消、携帯電話不感地域解消、高速光インターネット環境整備及び維持管理を行ってきた。

ソフト事業としては、清流「川辺川」を舞台とした「サガラッパ祭」や相良村産品 PR や地域文化の活性化を目的とした「さがら産業文化祭」を村のメインイベントとして位置づけるとともに、さがら温泉「茶湯里」を拠点施設に他地域と連携を図り、グリーン・ツーリズム等の都市との交流事業を行い、村の資源を活用した観光振興、特産物の開発等に取り組んできた。

(I) 今後の見通し

a 若い世代の雇用を創出する

- ・村内企業への若い世代の雇用機会を増やすとともに、人吉球磨管内の通勤可能な地域への就職を促進させることを目指す。
- ・情報通信インフラを見直すなどデジタル化を推進し、ITやAIの活用による新しい働き方を推進し、地方部と都市部の偏りなく仕事ができる環境整備を行う。
- ・ワーケーション等のリモートワークやサテライトオフィスの整備を検討する。
- ・ICT等の先端技術やロボット技術を農業分野で活用し、省力化や高品質生産を可能にする新たな農業「スマート農業」の導入を促進する。

b 子育て世代が安心して暮らせる環境をつくる

- ・子育て世代が安心して子どもを産み、育て、生活できる環境づくりを進め、これらの世代とその子ども世代の人口流出を抑制する。
- ・「結婚、妊娠、出産、子育て」の期間に係る医療、保育、教育、就労に関する施策をより充実させ、安心して子どもを産み、育て、働ける環境づくりを促進する。

c 移住・定住を促進する

- ・自然豊かな村の地域特性を活かし、地域の魅力を高める施策の展開を図るとともに、空き家バンクを活用した住まいの環境を整え、UIJターン者や移住希望者等の関係交流人口の拡大を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の克服（新たな日常に対応）と危機にも強い地域経済（村内経済循環・域内消費等の充実）の構築を図り、地方への移住・定着を推進する。

d SDGsの取り組み

- ・持続的な開発目標であるSDGsの理念「誰一人取り残さない」社会の実現を踏まえ、経済・社会及び環境面から将来にわたって村民の安心した暮らしを守るため、具体的な計画のプロセスや政策等に反映させ、各種事業の取り組みを進めていく。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

(7) 産業構造の変化

村の産業は地域の土地条件を生かして農林業を中心に、商工業等によって形成されている。

産業別就業人口は、平成 17 年（2,748 人）から平成 27 年（2,333 人）の 10 年間で 415 人減少している。第一次産業の就業人口比率は、平成 17 年 25.3%、平成 27 年 24.3%と割合的には 1%減となっているが、人口にして 89 人減少している。第三次産業は、平成 17 年の 43.8%から平成 27 年には 53.0%と大きく割合が増加している。

このことから土地利用の面では、第一次産業の農林業が依然主たる産業の状況にあるものの、生産額あるいは就業人口の面から見ると、農林業の低迷、若年労働力の他産業への就業

などにより、第一次産業から第三次産業へと産業構造が変革していることがうかがえる。

(イ) 地域の経済的な立地特性

本村は、北部の山林地域と南部の農業地域に区分され、北部の山林地域は、人工林が進んでいるものの所有面積が狭いため専業林業家が育ちにくい環境にある。

集落は、北部では山間部に点在し、その周辺に階段状の農地が拓けている。南部では、川辺川沿いに連担的に形成されて広大な農地を有し、基幹産業の中心的役割を果たしている。

道路は、川辺川ダム建設計画に伴って改良された国道 445 号（人吉～熊本）を動脈に県道が人吉水上線、多良木相良線、相良人吉線、小枝深水線の 4 路線あり、村道、農道、林道によって補完されている。北部の山間部については、狭隘な道路も残されているが、南部は国道 445 号と村道清流川辺川線（旧広域農道）を利用して、人吉市内及び九州縦貫自動車道人吉 I C に最もアクセスしやすい地域であり、住宅地並びに工業立地に恵まれた特性を有している。

(ウ) 社会経済的発展の方向性

基幹産業としての農林業の振興を図るとともに、人吉 I C に接近した地域の優位性を活かしながら企業の誘致、観光振興、都市との交流並びに各関係機関との広域的な連携を深め、情報提供等を積極的に行い地域の活性化を図る。また、2019 年策定の第 6 次「総合計画」の基本構想や 2020 年に策定した第 2 期「総合戦略」の基本目標等の実現に努め、住民自治を基礎とした積極的な行財政改革を進めるよう、総合的、計画的な村づくりを実施していく。

さらに、ライフスタイルの変化に対応するための対策を講じ、生活基盤を整備して充実した生活環境の実現を目指す。

【参考（関連計画）】

- 相良村総合計画（第 6 次） 基本構想 2019～2028 年
 - 1 ブランド力のある村
 - 2 川辺川の魅力が広がる村
 - 3 子どもの未来を地域で育てる村
 - 4 安心・安全な生活を支える村
 - 5 高齢者がいつまでも現役の村
 - 6 豊かさが循環する村
- 相良村総合戦略（第 2 期） 基本目標 2020～2024 年
 - 1 安定した雇用を創出する
 - 2 新たな人の流れをつくる
 - 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 4 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る
- 相良村公共施設等総合管理計画 2017～2026 年
- 相良村復興計画 基本理念及び基本方針 2020～2024 年度
 - 基本理念 未来につなげるむらづくり
 - 基本方針
 - 1 安心安全なすまいの確保
 - 2 災害につよいむらづくり
 - 3 地域産業の再生

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の人口は、表 1－1(1)及び(2)で見られるように減少が続いており、昭和 50 年の 5,753 人に対し、平成 27 年には 4,468 人と約 22.3%減少している。

年齢構成比率は14歳以下の年少人口比率は昭和50年で23.0%であったものが平成27年には12.3%と大きく減少している。一方、65歳以上の高齢者人口比率は12.0%から37.9%へと著しい増加を示している。

今後も人口減少傾向が続くものと思われるが、子育て支援の充実や産業振興による雇用の確保、高齢者がいつまでも現役でいきいきと暮らせるむらづくりを推進し、人口減少抑制を図っていく。

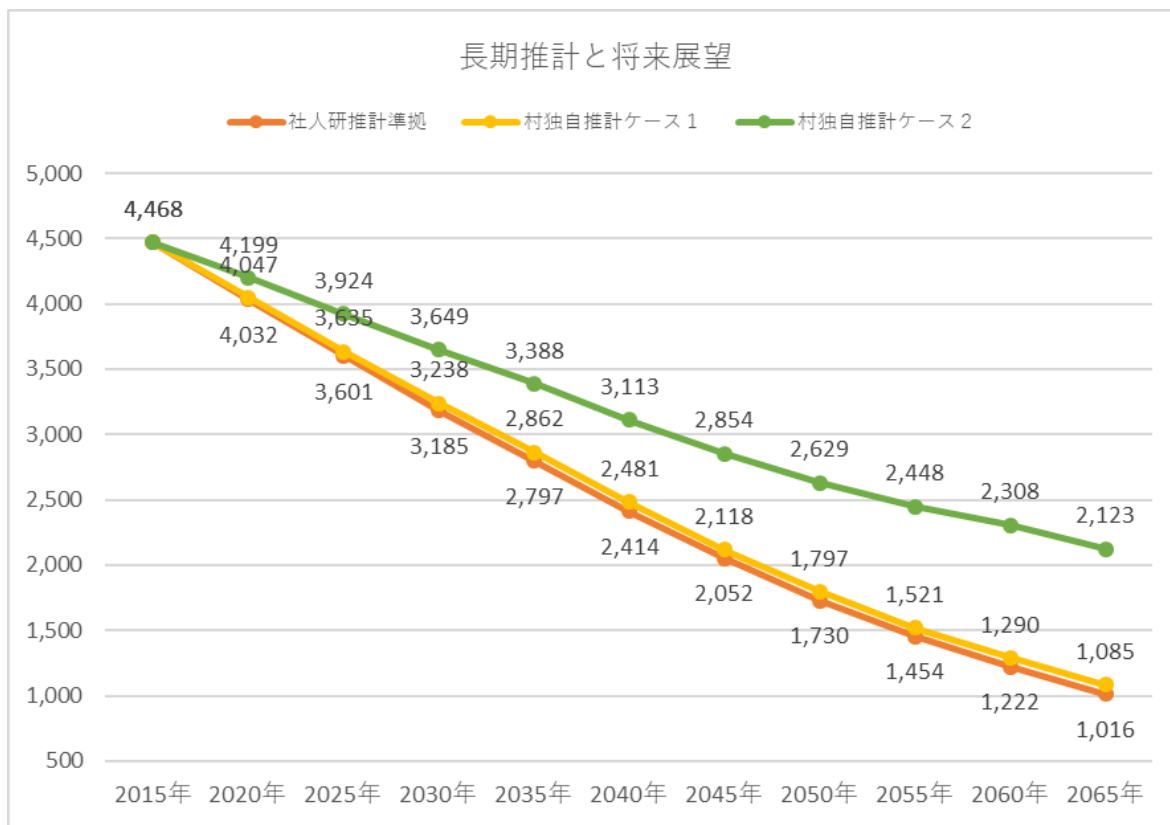
表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,400 人	5,753 人	△31.5%	5,941 人	3.2%
0歳～14歳	3,343 人	1,324 人	△60.4%	1,164 人	△12.1%
15歳～64歳	4,539 人	3,741 人	△17.6%	3,616 人	△3.3%
うち15歳～29歳 (a)	1,546 人	1,109 人	△28.3%	814 人	△26.6%
65歳以上 (b)	518 人	688 人	32.8%	1,161 人	68.8%
若者者比率 (a) /総数	18.4%	19.3%	—	13.7%	—
高齢者比率 (b) /総数	6.2%	12.0%	—	19.5%	—
区 分	平成17年		平成27年		
	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	5,398 人	△9.1%	4,468 人	△17.2%	
0歳～14歳	804 人	△30.9%	550 人	△31.6%	
15歳～64歳	2,947 人	△18.5%	2,223 人	△24.6%	
うち15歳～29歳 (a)	674 人	△17.2%	385 人	△42.9%	
65歳以上 (b)	1,647 人	41.9%	1,695 人	2.9%	
若者者比率 (a) /総数	12.5%	—	8.6%	—	
高齢者比率 (b) /総数	30.5%	—	37.9%	—	

表1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成22年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	5,171 人	—	4,780 人	—	△7.5%	4,326 人	—	△9.5%
男	2,429 人	47.0%	2,256 人	47.2%	△7.1%	2,054 人	47.5%	△9.0%
女	2,742 人	53.0%	2,524 人	52.8%	△7.9%	2,272 人	52.5%	△10.0%

表 1－1 (3) 人口の見通し（相良村総合戦略・人口ビジョン）



イ 産業の推移と動向

表 1－1(4)で見られるように産業別就業人口の割合（平成 27 年）は、第一次産業 24.3%、第二次産業 22.7%、第三次産業 53.0%となっており、昭和 50 年と総数を比較すると 39.3%減少している。

今後、村の主要産業である農林水産業の担い手の確保や I C Tを活用した就業形態を見直すとともに、企業及び創業者支援等を推進する。

表 1－1 (4) 産業別就業人口の動向（国勢調査）

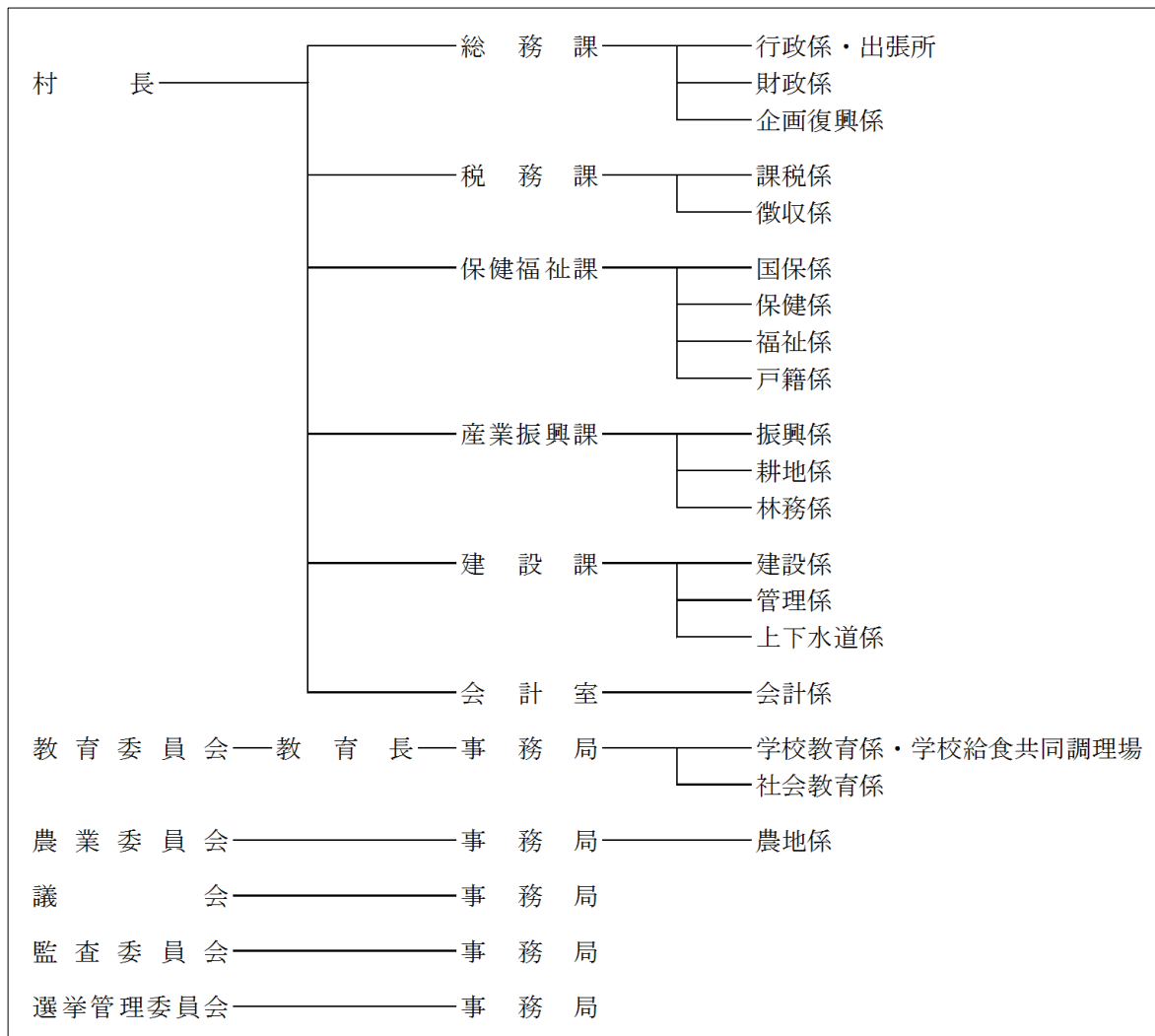
区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,844 人	2,970 人	△22.7%	3,063 人	3.1%
第一次産業就業人口比率	78.1%	59.0%	—	41.2%	—
第二次産業就業人口比率	6.0%	17.4%	—	29.0%	—
第三次産業就業人口比率	15.9%	23.6%	—	29.8%	—
区 分	平成 17 年		平成 27 年		
	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	2,748 人	△10.3%	2,333 人	△15.1%	
第一次産業就業人口比率	25.3%	—	24.3%	—	
第二次産業就業人口比率	30.9%	—	22.7%	—	
第三次産業就業人口比率	43.8%	—	53.0%	—	

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本村の組織は、総務課・税務課・保健福祉課・産業振興課・建設課・会計室を設置するとともに、その他の事務局として教育委員会・農業委員会・議会事務局・監査委員会・選挙管理委員会を設置している。

■組織図（令和3年4月1日現在）



イ 財政の状況

令和元年度の財政状況は、財政力指数 0.20、実質公債費率 8.0%、公債費負担率 10.3%、經常収支比率 91.5%となっている。

今後の見通しについては、歳入は、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等の厳しい経済状況を反映し税収入が低迷し自主財源が乏しい状態で、歳出は、高齢化の進展などによる社会保障費や公共施設等の維持管理費などに多額の財源が必要であり、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる。

このような財政状況を踏まえ、総合計画実施計画や財政計画に基づき、将来負担の軽減を図り、財政基盤の強化に向け、歳出削減や地方債残高の縮減などの取組を行っていく必要がある。

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,273,964	3,456,413	4,258,648
一般財源	2,315,944	2,322,518	2,171,308
国庫支出金	561,624	360,254	338,825
都道府県支出金	705,330	259,925	1,041,865
地方債	324,075	208,800	226,487
うち過疎対策事業債	105,800	75,800	160,300
その他	366,991	304,916	480,163
歳出総額 B	4,040,544	3,307,955	4,099,183
義務的経費	1,506,589	1,388,594	1,361,404
投資的経費	978,050	213,070	358,839
うち普通建設事業費	972,219	213,051	301,029
その他	1,555,905	1,706,291	2,378,940
過疎対策事業費	105,800	106,687	152,416
歳入歳出差引額C (A-B)	233,420	148,458	159,465
翌年度へ繰り越すべき財源D	24,840	40,037	52,756
実質収支 C-D	208,580	108,421	106,709
財政力指数	0.18	0.17	0.20
公債費負担比率	14.3	11.3	10.3
実質公債費比率	12.3	9.7	8.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	86.6	90.7	91.5
将来負担比率	123.0	16.7	18.1
地方債現在高	3,332,598	2,867,359	3,123,117

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	34.7	46.2	57.3	67.6	70.1
舗装率 (%)	37.1	77.9	93.9	95.1	96.1
農道					
延長 (m)	151,091	98,827	108,492	108,468	103,514
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	104.2	102.2	128.5	—	—
林道					
延長 (m)	32,860	40,966	51,519	53,667	53,667
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.2	5.4	7.1	—	—
水道普及率 (%)	22.3	19.7	44.5	77.6	75.8
水洗化率 (%)	—	—	14.4	52.5	75.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	2.3	4.0	3.2	3.2	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 重点施策(戦略的)

本村においては、依然として若者の流出が続き、出生者も年々減少するなか、地域の活力を維持し発展させるためには、その担い手となる若年層を中心とした人口の定住促進を図ることが最も重要である。主な対策として、生活環境の整備、就業機会の創出、施設の効果的な整備、交通体系の整備、教育文化の振興を図る。

イ 地域の特性を活かした産業振興

(7) 農業

営農組織や認定農業者、新規就農者を支援する体制づくりを図りながら、有機農業推進法や、地産地消の取り組みを活かした新たな販路の拡大及び6次産業化により、収益性の高い産業構造の確立を目指し、地域資源の有効活用と効率的な土地利用を進めていく。

(4) 林業

村有林約540haを計画的に保育・管理し、水源涵養、自然環境及び国土保全のため重要な役割をなす山林育成を行い、木材の需要拡大や供給体制の整備を行い、長期低迷している山林不況と林業家の就業機会の創出による所得向上を図る。

ウ 土地利用及び施設整備

九州縦貫自動車道人吉ICに近接した地理条件を活かし、企業誘致や村有地の有効活用とともに、村営住宅の長寿命化・土地造成等による宅地の確保を図りながら、若者が定住できる村、また、現存する施設を有効利用し、住民の健康増進を図り、お互いに支え合う健康で明るい村づくりを行う。

エ 美しい景観を活かしたツーリズム、地域文化の振興等による個性豊かな地域づくり

清流「川辺川」を活かしたリバーツーリズム及び魅力創造事業（さがらムーブ）、自然林豊かな本村最高峰の「仰烏帽子山」への自然散策コースを整備する。

三十三観音のうち本村には5観音があり、十島菅原神社をはじめ永久的に保存しなければならない貴重な文化財が数多く存在する。この文化財を保存整備し、住民の文化的価値観の共通認識を高めることが重要なため、文化の振興を図る。また、平成27年4月には人吉球磨地域が「日本遺産」に認定され、観光面での振興も期待されている。

オ 基本方針決定について住民意向の把握と施策の実施に対する住民参加の確保

村内各種団体・各年齢層によるアンケートの調査、庁内職員によるワークショップ等を実施し住民の意見等を集約する。

本村では、10年後村で活躍する人々のためにこれからの10年間で贈り物となり、村民がいつまでも楽しく、輝ける、持続可能な村づくりをみんなで実現していくことを目指します。これは清流川辺川と緑に包まれた自然豊かな環境のもとで、村の将来を背負う健康で豊かな人材を育成し、資源を活用した開発によって村の産業の活性化を図ろうとするものであり、自然、産物、歴史、文化等の素材、あるいは、資源を十分活かしながら都市との交流を推進し個性ある地域づくりを進めるとともに、過疎地域自立促進活性化方針、熊本県総合計画、人吉球磨市町村圏、人吉球磨定住自立圏事業とも整合性を保ちながら各種の施策を講じていくものとする。

カ 防災対策の推進

令和2年7月豪雨により本村においても住家を含む建物浸水や道路崩壊、土砂崩れ等の甚大な被害を受けた。そこで、復興計画に基づく取り組みにより「災害につよいむらづくり」とし、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制整備（地域防災計画等の見直し、避難場所や避難

路整備、消防施設の早期復旧・整備等）や地域防災力（自主防災組織、村民の防災意識等）の向上を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

国の長期ビジョンが示す目標人口を踏まえ、2025 年（令和 7 年）に 3,924 人、2045 年に 2,854 人、2065 年に 2,123 人の人口規模の維持を目指す。

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
社会増減数（転入－転出）	Δ19 人 (116 人－135 人)	維持

イ 財政力に関する目標

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
経常収支比率	91.5%	90%
地方債残高	3,123,117 千円	2,900,000 千円
村税徴収率（現年度分）	98.1%	98.3%

ウ その他、地域の実情に応じた目標

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
農林水産業生産額（主な直売施設の販売額）	22,186 千円	24,000 千円
空き家バンク登録件数	—	10 件
住宅地確保（宅地造成地・区画整備）	—	1 箇所
ふるさと納税額	52,898 千円	54,000 千円

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価の時期については、毎年度実施し、評価の手法として事業担当所管課において目標達成評価と併せ個別事業レベルでの進捗評価を行い、計画全体としてPDCAサイクルにより改善を図っていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と課題

本村の人口は、戦後人口が急増し昭和 30（1955）年には 8,809 人だったものが、以降は 1970 年代の高度経済成長期頃まで人口減少が続き、その後、1990 年代の前半頃まではほぼ横ばいだったが、後半頃から再び減少傾向が続き、平成 27 年国勢調査では 4,468 人となっている。また、年少人口や生産年齢人口においても、減少傾向が続き少子高齢化が進行している。

年齢階層別人口移動では 15 歳から 24 歳で大幅な転出超過が見られ、若い年代層が進学や就職を機に、村外へ転出していると考えられる。

農林業の就業者の年齢区分では、60 歳以上が 60% 超え、労働力においても高齢化が進み担い手不足が深刻化している。

こうしたことから、地域経済や社会的な活動の担い手が不足し、地域コミュニティの弱体化及び住民への行政サービスの低下も懸念されるところであるため、早急な対策が必要である。

移住定住促進については、観光等を目的とした滞在者等の交流人口の拡大及び関係人口の創出、移住定住希望者を増やす取組みが必要であり、そのためにも川辺川を代表とする自然と歴史文化・ひと・もの等の魅力を発信し続ける体制の構築が急がれる。また、移住段階及び定住段階におけるサポート（仕事、住居、受け入れ体制等）体制を整える必要がある。

近年、全国的に問題となっている空き家の増加については、管理が行き届かず老朽化し倒壊の危険性や周囲の景観及び住環境への影響など様々な問題を引き起こすおそれがある。

(2) その対策

人口減少の大きな要因である若年層の人口流出を抑制するため、農林業をはじめとする基幹産業の発展と ICT 等の活用による新たな生活様式に対応した働き方を創出するなど、安定した雇用基盤を整備する。

交流人口の拡大及び関係人口の創出については、自然豊かな村の特性を活かして、地域の魅力づくりを進めるとともに、住まいの環境整備（空き家バンクの充実（リノベーション及び老朽住宅解体支援、宅地造成等による居住地確保、新築住宅建設支援等）を図り、働き方の支援としては起業等支援、地元産業等の魅力を発信するなど、U I J ターンや移住希望者へきめ細かに情報提供を行い、地域住民と行政が連携しサポート体制を整え、持続的に移住定住施策の効果を生み出す事業を展開する。

人材育成としては、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした地方移住への関心の高まり等の意識・行動変容を踏まえた「ひと・しごと」の流れにつなげていく仕組みを構築する。

目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年度)	備考
空き家バンク登録者数	— (令和元年度)	10 件	
居住地の確保（宅地造成地）	— (令和 2 年)	1 箇所	
働き方改革に対応したサテライトオフィス等の整備	— (令和 2 年度)	1 箇所	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(1) 移住・定住	宅地造成・区画整備事業（定住促進事業）	相良村	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 ・移住定住 ・地域間交流 ・人材育成 ・その他	木造住宅新築（建設）支援事業	相良村	
		宅地造成・区画整備事業	相良村	
		空き家利活用支援事業	相良村	
		地域拠点施設整備	相良村	
		地域おこし対策事業	相良村	
		相良村（川辺川）魅力創造事業	相良村	
		川辺川ブランド構築事業	相良村	
		地域コミュニティ活性化事業（がんばる地域応援事業）	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と課題

本村は、中山間地域で農林業を基幹産業としているが、第三次産業の比率が高まっているものの、第一次産業は平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 1%減に留まっており、今後も村の基幹産業として機能維持及び発展に努めていくことが必要である。

ア 農業の現況と問題点

農家戸数及び経営面積は、就業者の高齢化、後継者不足、経営環境の厳しさから減少の傾向を示しており、昭和 60 年に 880 戸あった農家も、離農等によって平成 27 年には 549 戸に減少している。

農地流動化や機械化によって規模の拡大を図っている農家もあるが、生産の効率化及び食糧の安定供給に向けて課題解決が必要である。また、農作物の鳥獣被害も多発しており、駆除や防護柵等の対策を講じているが、さらに有効な対策を検討する必要がある。

イ 林業の現況と問題点

本地域における民有林は 5,635ha で、そのうち人工林は 3,879ha である。作業道の開設や機械化が進み林業基盤が整備されているが、長引く林業不況と林業従事者の高齢化で林業担い手が減少し、人手不足が深刻になっている。課題として、林業の担い手育成や一層の生産基盤の整備が挙げられる。また、農産物同様に鳥獣被害が深刻な問題となっており、駆除や防護ネット等の対策を講じているが、さらに有効な対策を検討する必要がある。

ウ 水産業の現況と問題点

アユ等の養殖業のほか、河川漁業が行われているが、産業としては発展段階にある。村は、鮎中間育成施設を整備し内水面漁業の振興に取り組んできたが、観光振興と一体化した水産業の振興など課題は多い。

エ 商工業の現況と問題点

本村の主な企業は、木材製品、コンクリート 2 次製品、土木建設業となっている。高速道路等の輸送基盤は整備されてきたが、令和 2 年 7 月豪雨により国道 219 号や JR 肥薩線が壊滅的な被害を受けており、早期復旧が望まれる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新しい生活様式として、テレワーク等が浸透しつつあるため、人材育成と情報通信網等の環境整備の遅れが課題となっている。

平成 28 年における本村の商業概況は、商店数 35 で従業者数 194 人、年間商品販売額は、3,449,000 千円であり、平成 24 年の 4,011,580 千円から大幅に減少している。また、インターネット販売の普及も加わり、地域内消費の確保と創出が今後の課題である。

オ 観光又はレクリエーションの現況と問題点

本村は、豊富な森林と清流「川辺川」の豊かな自然、国指定重要文化財の十島菅原神社をはじめとする寺社仏閣等を有し、さがら温泉「茶湯里」を拠点施設に、関係交流人口の拡大を図り、川辺川を舞台とした「サガラッパ祭」を開催するなど、村のイメージアップを図っているものの、日帰り客が主体で地場産業への波及効果は少ない。また、近年の観光志向は、地域の歴史や文化の探索、グリーン・ツーリズム等の農山村の生産・農業体験、自然とのふれあい、スポーツなど多種多様化しており、本村の特徴である地域資源を活かした観光開発が課題となっている。

(2) その対策

ア 農業振興の対策

農業の生産基盤となる優良農地の確保及び整備については、高原地区基盤整備事業や農村地域防災減災事業（特定管）による基盤整備によりハード面の整備を進め、ソフト面では、人・農地プランの策定、農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積、ドローンやICTを取り入れたスマート農業の普及促進、法人化による大規模農家の育成等を推進し、認定農業者や営農生産組合への支援を行う。また、新規就農者の確保として地域ベテラン農業者や県及びJA等と連携し情報提供や営農指導等を実施する。

販路拡大については、循環型有機農業の推進、高収益作物の開発・奨励、加工品開発、ふるさと寄附金の返礼品への登録等を進め、地域経済が潤う仕組みづくりを行っていく。

農作物の鳥獣被害対策としては、駆除や防護柵設置などのこれまでの取組みに加え、捕獲隊員の更なる確保や地域ぐるみで追い払い活動などを進めていく。

イ 林業振興の対策

林業の育成は、水源の涵養、自然環境、国土の保全等の重要な役割をなすものであり、森林経営計画に基づく森林環境保全整備事業や、森林経営管理制度等を活用し林業経営活性化を図る。また、効率的な森林施業を実施するため、一定の地域内で複数の施行地をとりまとめて計画的・集約的な施業体系（集約化施業）の確立を推進する。

森林組合、木材工業団地等の育成を強化し、森林環境譲与税を活用した林業担い手確保と、大型機械等を導入した林業生産性の向上に努める。公益的機能についても配慮し、森林経営の役割のみならず、避難路・迂回路としての林道網を整備する。

地域産材を活用した住宅、建築物の促進を図るとともに、林地残材等の未利用木質資源の活用を検討し、木材の域内循環の体制づくりに取り組む。

本村の森林整備については、間伐を中心とした計画的な施業体系を確立し、35年生以下の保育を必要とする林分847.31haのうち、間伐対象林分658.01haについて、間伐育成を推進していく。

ウ 水産業振興の対策

本村の水産業は、漁獲量も少なく産業として発展途上であるが、地域の河川漁業者及び漁業協同組合と協調して水産振興の対策を講じていく。また、「清流川辺川産の鮎」としてのブランド化を推進するため、鮎やな場の整備や川辺川をメインとしたイベント等による観光振興とあわせた事業展開や販路拡大に力を入れる。

エ 商工業振興の対策

就業の機会を創出するため地場産業の育成強化を図るとともに、新しい生活様式への対応や働き方改革により情報通信産業を中心にオフィス設置を地方等へ分散化する動きに併せ、サテライトオフィス等の整備を図るとともに、人材育成を進め、若年労働者の確保と中高齢者の雇用対策を講じていく。また、域内消費を確保するため、プレミアム商品券の発行や茶湯里を拠点とした特産品販売及びイベントの開催等、観光事業と連携した商業振興を図る。

起業等支援として、補助金創設等の取組みを進め、多様な業種が派生することで、既存の事業者及び地域コミュニティの活性化にもつなげる。

オ 観光振興の対策

都市と農村の交流を目的としたさがら温泉「茶湯里」を拠点に、本村が持つ自然、歴史遺産、特産品の地域資源による多角的、面的な観光振興を図るとともに、グリーン・ツーリズムを推進し、農家民宿をはじめとする各種団体と協力して体験活動等の支援を図る。また水質日本一の清流「川辺川」を代表する豊かな自然・ひと・もの・歴史文化等の相良村の魅力を最大限に

活かす取組みとして「川辺川魅力創造事業」を展開し、体験型施設整備（鮎やナ場、キャンプ場等）や交流人口拡大のため情報発信室（カフェ、茶研究所等）・川ガイド等育成拠点施設整備により川辺川ブランドを構築し観光振興に結びつけていく。また、（一社）人吉球磨観光地域づくり協議会が地域連携 DMO として、官民一体となった観光地域づくりを推進するにあたり、本村事業とも連動しながら地域全体の観光振興を図っていく。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
体験型観光施設等整備 (鮎やナ場、キャンプ場等)	— (令和2年度)	1箇所	川辺川魅力創造事業
農林水産業新規雇用創出数	4人 (令和元年度)	22人	※5年間

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 ・農業	多面的機能支払交付金事業 (水田 370ha、畑 22ha)	相良村	
		川辺高原地区農地基盤整備事業（畑地 帯総合整備型）（210ha）	相良村 熊本県	
		並木野～井沢地区農地基盤整備事業 （農業競争力強化農地整備事業（中山 間地域型））（160ha）	相良村 熊本県	
	(3) 経営近代化施 設 ・農業	国営川辺川土地改良事業（地元負担金 償還）	相良村	
		県営農村地域防災減災事業（特定農業用 管水路等特別対策事業・相良村地区 L=12,150m、棚葉瀬・高原地区 L=7,180m）	熊本県	
	(9) 観光又はレク リエーション	交流拠点整備事業（川辺川魅力創造事 業）	相良村	
		交流拠点整備事業（柳瀬遊水地等利活 用事業）	相良村	
		四浦地区交流拠点施設整備事業	相良村	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 ・第1次産業 ・商工業、6次産業化 ・観光 ・企業誘致 ・その他	生産組織育成等事業	相良村	
		経営体育成支援事業	相良村	
		畜産振興対策事業	相良村	
		農林業新規就労者育成事業	相良村	
		農林業研修等支援事業	相良村	
		中山間地域等直接支払事業	相良村	
		くまもと間伐材安定共有対策事業（間 伐事業）	相良村	
		森林環境保全整備事業（造林・間伐事 業）	相良村	
		間伐等森林整備促進対策事業	相良村	
		特用林産物生産向上対策事業	相良村	

		野生鳥獣対策事業（有害鳥獣の捕獲）	相良村	
		企業誘致対策事業	相良村	
		商工会運営補助事業	相良村	
		商工振興活性化補助事業	相良村	
		観光イベント事業（サガラッパ祭等）	相良村	
		公園管理事業	相良村	
		川辺川魅力創造事業	相良村	（再掲）

※当該施策については、その効果が将来に及び「産業の振興」の推進につながるものである。

(4) 産業振興促進事項

i 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
村内全域	農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等、旅館業	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

ii 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

iii 他市町村との連携

産業振興の促進に伴い近隣市町村と連携を図りながら取組みを進める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と課題

平成 23 年度に防災行政無線に替わって地域情報通信基盤整備事業で整備した、光ファイバーを使った有線の告知放送システムによる行政及び防災情報の提供をしている。併せて、全世帯が利用できる高速インターネット環境（光ブロードバンドサービス）と地上デジタルテレビ放送難視聴解消・携帯電話不感地域解消などの情報格差解消のための環境が整備された。

しかし、この地域情報通信基盤整備の施設は公設公営ため、財政状況の厳しい中、維持管理が課題となっている。

(2) その対策

情報基盤整備の維持管理については、その財源として村が運営している光ブロードバンドサービス使用料を充当するため、今後も広報紙等による周知等により加入促進を図る。

目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年度)	備考
光ブロードバンドサービス加入者数	314 (令和 3 年 4 月 1 日現在)	320	

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 ・テレビジョン放送 等難視聴解消のため の施設 ・ブロードバンド施設	地上デジタル放送難視聴地域対策事業 (共同受信アンテナ施設整備)	相良村	
		光ファイバー等高度化事業	相良村	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 ・情報化 ・デジタル技術活用	情報通信施設（光ブロードバンドサー ビス）維持管理事業	相良村	
		電子計算業務事業	相良村	
		公衆無線 LAN 導入及び機器維持管理 事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「地域における情報化」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

ア 国道 445 号は、人吉市を起点として川辺川沿いに五木村を経て熊本市に通ずる道路である。県道は、人吉水上線の他 3 路線を有しているが、未改良部分が残っている。その他に幹線道路として村道清流川辺川線（旧広域農道）・大規模林道があり、広域的産業道路として重要な役割を果たしている。

この他、村道、農道、林道が国道、県道等と接し、生活道路、産業道路として重要な役割を果たしている。

しかし、それらの道路は、一部未改良部分、歩道未設置部分等の交通安全施設の整備が急務であり、今後の課題として残っている。

イ モータリゼーションの進展により地域公共交通の位置付けが相対的に低下し輸送人員の減少が進み、地域交通を担う民間事業者（路線バス、鉄道）の経営が厳しい状態となっており維持及び存続が困難となっている。また、第三セクター運営のくま川鉄道においては、令和 2 年 7 月豪雨により橋梁が流されるなどの被害を受け、同社及び熊本県・関係市町村が連携し、くま川鉄道再生協議会を設置し、復旧及び運転再開、再開後の運営について協議を重ねる。村内においては公共交通空白地域が点在しており、また高齢者への運転免許証の自主返納を促すためにも、地域住民の交通手段を確保する必要がある。

(2) その対策

ア 国道、県道の未改良及び歩道未設置については、関係機関に要望し、早期に改良するよう努める。村道については、道路や橋梁、生活道路の重要路線を優先的に改良するものとし農道、林道についても産業振興及び災害時の迂回路、自然環境保全等の公益的機能の維持の観点からも計画的に整備するものとする。

イ 地域公共交通に関しては、自家用車を持たない・運転できない高齢者や障がい者等の交通弱者の日常生活における買い物や通院、また学生の通学のための移動手段の確保だけではなく、村づくり・観光・健康福祉・教育・環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものであるため、利用状況や利用者のニーズ等を把握し地域の様々な関係者と連携及び協力することで、地域の実情に応じた公共交通サービスの提供や人吉球磨地域公共交通計画策定を通じた持続可能な公共交通ネットワークの形成を実現する。

村が運行している相良村地域公共交通計画に示している予約型乗合タクシー事業については、登録及び利用者は年々増加しているが、さらなる利便性向上のため、利用者の動向を把握し、運行形態も含めた改善を目指す。併せて、地元商店の減少による買い物弱者対策として、民間事業者と連携することにより地域の実情を考慮した移動販売車の運行についても検討する。

目標指標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和 7 年度)	備考
村道改良率	70.1%	72.0%	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 ・道路 ・橋梁	村道平原十島線道路改良事業 (L=1100m、W=9.25m)	相良村	
		村道松馬場朝ノ迫線道路改良事業 (L=1000m、W=3.2～5.6m)	相良村	
		村道月形線道路改良事業 (L=210m、W=5.0m)	相良村	
		村道上三ツ石井沢線舗装改修事業 (L=878m、W=6.3～7.4m)	相良村	
		村道平原山江線舗装改修事業 (L=500m、W=8.7m)	相良村	
		村道三ツ石錦線道路改良事業 (L=280m、W=9.25m)	相良村	
		村道永江瀬馳瀬線舗装改修事業 (L=380m、W=7.1m)	相良村	
		村道井沢線道路改良事業 (L=513m、W=5.0m)	相良村	
		村道新村十島線道路改良事業 (L=1,108m、W=5.0m)	相良村	避難路
		村道風呂坂線道路改良事業 (L=212.7m、W=5.0m)	相良村	避難路
		道路災害復旧事業（R2.7 災） (12 路線、24 箇所、L=1110m)	相良村	
		道路通行整備 (舗装補修・白線等引き直し)	相良村	
		村道深水野原線（四浦隧道）補修事業 (L=433.5m)	相良村	
		村道清流川辺川線舗装改修事業 (L=5,471m、W=7.1m)	相良村	
		村道平原十島線舗装改修事業 (L=198m、W=5.5m)	相良村	
		河川等災害復旧関連事業（R2.7 災） (新村橋、L=131.9m)	相良村	
		道路橋梁点検補修事業（52 橋）	相良村	
		木葉綿大橋補修・補強事業	相良村	
		村道永江瀬馳線道路改良事業 (L=56m、W=5.0m)	相良村	
		村道深水山口線道路改良事業 (L=467m、W=4.0m)	相良村	
		村道上三ツ石井沢線歩道新設事業 (L=60m、W=3.5m)	相良村	
	(3) 林道	森林管理道（四浦西線）開設事業 (L=15,900m、W=4.0m)	熊本県・相良村	
		林道災害復旧事業（R2.7 災） (6 路線、22 箇所、L=1435m)	相良村	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 ・交通施設維持 ・その他	林道橋等点検補修改良事業（15 橋）	相良村	
		地方路線バス補助事業	相良村	
		くま川鉄道経営安定化及び再生協議会補助事業	相良村	
		予約型乗合タクシー運行事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「交通施設の整備、交通手段の確保」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と課題

ア 水道施設

村の中央を貫流し、広大な流域面積を誇る川辺川と、谷々の小河川によって豊富な自然水と地下水に恵まれ、以前は、地域ごと、あるいは個人単位の小規模な給水施設であったが、文化的な生活と衛生的で安定した飲料水の供給が不可欠となり、平成 5 年以降、深水、川辺、柳瀬地区と四浦地区の一部に本格的な簡易水道施設を整備した。

イ 生活排水、ごみ処理施設

生活排水については、近年、浄化槽や農業集落排水施設による污水处理施設の整備が進み、污水处理人口普及率は 95.1%となっている。また、水洗化率は平成 25 年度の 67.3%から令和元年度には 75.2%と増加しているが、今後も農業集落排水への加入促進や浄化槽設置の推進、啓発に努める必要がある。

ごみ処理は、村からの委託業者が定期的に地区のごみステーションから収集し、人吉球磨広域行政組合の施設で処理している。ごみの量は年々増加傾向にあり、分別等の徹底によるごみの削減、リサイクル化の推進を図り、住民にごみ減量の意識の啓発を実施している。

ウ 消防施設

本村の消防組織は 8 分団 17 部からなり総員 292 人である。

消防団員は村外への就業者が多く、昼間の消防力が減退しているため、平成 26 年度から機能別消防団を設置し、昼間の消防力の確保に努めている。また、昭和 47 年に人吉下球磨消防組合が発足、昭和 63 年には、村内に同組合の相良分遣所（現在の中分署）が設立され、近隣市町村を含む広域的な火災予防、消防救急活動等に大きな成果をあげている。

現在、消防ポンプ 20 台、積載車 20 台、防火水槽は大小合わせて 202 基、消火栓 141 箇所を有しているが、老朽化施設の更新や防火水槽の設置、自然水利を活用するための道路の整備、山間地域等のヘリポートの新設等が急がれる。また、有線の告知放送システムの設置、山間部集落に衛星携帯電話を常備する等、災害時の情報伝達の迅速化に努めている。

エ 村営住宅

現在の戸数は 75 戸であるが、核家族化が進むと同時に郡市における本村の地理的有利性から整備要望及び入居希望者も多い。老朽化した住宅の建て替えと長寿化計画による整備を計画的に進める必要がある。併せて、令和 2 年 7 月豪雨の被災者の住まいの確保として、建設型応急仮設住宅の利活用（村有住宅への移行）について県と協議を進めていく。

過疎地域の持続的発展のためには、定住促進を図ることが重要であることから、多様なニーズに応じた住宅支援が課題となっており、子育て世代向けや高齢化社会への対応として住宅のバリアフリー化など福祉施策との連携を図る必要がある。

オ 交通安全・防犯施設

自家用車等の普及による交通量の増加に伴い、交通事故の危険性が増しており、安全な道路環境を確保するため、カーブミラーの設置や交通危険個所の点検や把握を実施するとともに、交通弱者である子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施し、関係機関と連携して交通安全に対する意識の啓発を行っている。また、近年は、社会的な問題である飲酒運転や高齢者の踏み間違いによる交通事故に対する対策が大きな課題となっている。

近年、地域のつながりが薄れ、地域社会が持っている犯罪抑止の機能が低下してきており、

子どもや高齢者を狙った犯罪等が増加しており、防犯灯や街灯及び防犯カメラを適切に配置し、犯罪が起きにくい環境づくりや地域における自主防犯活動の支援等による防犯体制の強化に努める必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

簡易水道施設の適正な管理を努めるとともに、散在した小集落については、適正規模の給水施設を整備する必要がある。

イ 生活排水、ごみ処理施設

ごみ減量化等の問題については、幼少期からの意識づけが必要である。広報紙等を通じ、減量化、分別方法、不法投棄防止等の再認識のための啓発を行い、ごみ減量化等に努める必要がある。

生活排水は、汚水処理人口普及率 94.0%と県下トップクラスであり、若者の定住、高齢者の福祉の向上、水洗化の促進を図るうえでも、農業集落排水への加入促進のための接続補助、浄化槽設置のための補助制度の継続を図っていかなければならない。

ウ 消防施設

消防団組織の強化を図り、消防・救急の技術を支える消防関係施設や消防ポンプ、積載車等の装備の更新、貯水槽の設置、ヘリポート整備のほか、自然水利を活用するための道路の整備、自主防災組織の設置を推進する。

エ 村営住宅

老朽化した公営住宅の建て替えと公営住宅の長寿命化及び住宅地の造成に努める。

オ 交通安全・防犯施設

交通安全運動を推進し、街頭指導等における啓発活動を行い、カーブミラー等の交通安全のための環境整備に計画的に進める。

安心安全な村を目指し、防犯灯や街灯及び防犯カメラを適切に設置するとともに防犯パトロールなど地域の自主的な活動を促進することで、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを推進する。

高齢者等の踏み間違いによる交通事故防止対策として、踏み間違い防止装置の設置への支援を行う。

目標指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
水洗化率	75.2%	76.0%	
消防団員数	311 人	維持	

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・簡易水道	簡易水道施設整備事業	相良村	
	(2) 下水処理施設 ・農村集落排水施設 ・その他	農業集落排水施設整備事業	相良村	
		浄化槽施設整備事業	相良村	
	(5) 消防施設	防火水槽、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ整備事業	相良村	
		屋外消火栓・ホース格納庫整備事業	相良村	
		消防団詰所・積載車格納庫整備事業	相良村	
		避難路及び避難場所整備事業	相良村	
	(6) 公営住宅	村営及び村有住宅整備・管理事業	相良村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・生活 ・環境 ・危険施設撤去 ・防災、防犯	ごみ収集（業務委託）事業	相良村	
		防犯灯整備事業	相良村	
		交通安全設備（カーブミラー等）整備事業	相良村	
		防犯カメラ設置事業	相良村	
		村有住宅解体撤去事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「生活環境の整備」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

ア 社会福祉

社会生活が複雑多様化するに伴い、社会的支援を必要とする人達も増加の傾向にある。本村としても、これまでひとり親家庭福祉、障害者福祉等に積極的な取り組みをしてきている。今後も施策のさらなる充実、社会福祉での支援体制が求められている。

イ 子育て環境の確保

急速な少子化等を背景として、子育てを取り巻く環境は大きく変化している。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族及び夫婦共働き世帯の増加は、地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等の社会問題も多発し、子育てをめぐる課題は複雑化している。本村においては、保育所園児数は年々減少しており、児童の健やかな成長と子どもを取り巻く環境の整備が必要である。

ウ 高齢者福祉

平成 27 年 4 月に 35.6%であった高齢化率は、令和 2 年 4 月では 41.1%となった。また、山間地域では 70%を超える集落があり、高齢化が加速している。

地区ごとに組織されている老人クラブの活動を通じて高齢者の健康づくり推進に取り組む一方で、高齢者の在宅生活の継続を支援するため、配食サービス事業、軽度生活支援事業、ふれあい訪問員事業及び高齢者等外出支援事業等を実施している。また、地域の公民館等について、介護予防や健康づくりの拠点となるよう計画的に整備を行ってきた。

高齢者対策は社会的要請であり、平成 12 年度から介護保険制度が実施され、介護保険を中心とした高齢者福祉の推進と健康的な生きがいづくり等の取り組みを行ってきたが、その反面で 65 歳以上の介護保険料の負担の増加が新たな問題となっている。

(2) その対策

ア 社会福祉対策

ひとり親家庭福祉並びに障害者（児）福祉の一層の充実、あるいは社会全体の福祉意識の高揚のため、相談事業、社会復帰、社会参加の支援を積極的に行うとともに、公共施設を中心にバリアフリーの促進、関係機関・団体との連携を強化する。

イ 子育て環境の確保対策

安心して子どもを生み育てることのできるよう、妊娠・出産・育児に係る切れ目のない一貫した支援体制を確立するとともに、教育・保育に係る費用や医療等の経済的負担の軽減を図っていく。また、「子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、行政、家庭、地域社会、企業・職場等が連携し地域で子育てを担う気運づくりや子育ての喜びを分かち合うことのできる環境づくりを推進する。

ウ 高齢者福祉対策

高齢者福祉については、一人暮らしや軽度要介護者の生活不安を解消し、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境づくりのため「相良村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて計画的に事業を推進する。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
シルバー人材センター登録者数	44人 (令和3年4月1日現在)	維持	
子ども家庭総合支援拠点	— (令和2年度)	1箇所	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 ・高齢者、障害者福祉 ・健康づくり ・その他	社会福祉協議会運営費補助事業	相良村	
		老人保護措置事業	相良村	
		高齢者住宅改造助成事業	相良村	
		介護予防生活支援事業	相良村	
		介護基盤緊急整備事業	相良村	
		高齢者支援事業	相良村	
		障害者自立支援事業	相良村	
		地域生活支援事業	相良村	
		障害者福祉事業	相良村	
		子ども医療費助成事業	相良村	
		少子化対策総合交付金事業	相良村	
		放課後児童健全育成事業	相良村	
		放課後児童クラブ整備事業	相良村	
		保育所関係事業	相良村	
		特別保育事業	相良村	
		保育対策総合支援事業	相良村	
		障害児保育事業	相良村	
		副食費助成事業	相良村	
		少子化対策事業	相良村	
		ひとり親医療費助成事業	相良村	
		児童手当事業	相良村	
		学校給食運営費助成事業	相良村	
		修学旅行費用助成事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公

共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

8 医療の確保

(1) 現況と課題

現在、本村の医療施設は、一般診療所が北地区、南地区にそれぞれ1ヶ所あり、本村にとって重要な医療拠点となっている。日常的な医療は、本村及び近隣市町村にある医療機関が担っており、救急医療及び高度医療については、人吉医療センターや人吉市内の救急医療機関、公立多良木病院、近隣都市の医療機関が担っている。しかし、人吉市内の医療機関の負担が大きくなっているため、近隣町村の医療機関及び関係機関と連携を図りながら、医療体制の在り方を検討していく必要がある。また、本村では、健康で安心な暮らしを続けるため、病気の発症予防を目的とした特定健診、特定保健指導の実施や病気の早期発見、早期の適切な医療受診がきるように、各種がん検診を実施している。

(2) その対策

乳幼児健診、特定健診等の各種住民健診、健康教育、健康相談、訪問指導等を通じて村民が主体的に行う健康づくりを支援し、生涯にわたる健康増進に努めるとともに、村内及び近隣市町村の医療機関並びに関係機関と連携して、村民が安心して必要な医療が受けられる体制づくりを促進する。また、地域医療を守るためにも、救急医療体制への支援や協力体制の充実を図る。

目標指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
特定健康診査受診率	64.2%	65.5%	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 ・その他	母子保健事業（健診、教育、相談、訪問等）	相良村	
		感染症予防事業（結核検診・予防接種等）	相良村	
		むし歯予防対策事業	相良村	
		健康増進事業（健診、教育、相談、訪問等）	相良村	
		特定健診・特定保健指導事業	相良村	
		後期高齢者健康診査	相良村	
		健康総合管理事業（システム活用）	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「医療の確保」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

9 教育の振興

(1) 現況と課題

ア 本村の教育機関は、小学校 2 校、中学校 1 校で児童・生徒の推移は次表のとおりである。

令和元年度の中学校生徒数は 122 人で平成 11 年度と比較すると 76 人減少している。また、小学校児童数については令和元年度 210 人で平成 11 年度の生徒数と比較して 189 人減少している。過度な児童数の減少は、教育内容の低下も懸念される。

表（児童生徒数推移）

		児童・生徒数（人）					
		平成 11 年度	平成 15 年度	平成 19 年度	平成 23 年度	平成 27 年度	令和元 年度
小学校	南小学校	316	291	265	242	219	190
	北小学校	83	52	47	37	16	20
	小計	399	343	312	279	235	210
中学校	南中学校	162	(廃校)	—	—	—	—
	北中学校	36	(廃校)	—	—	—	—
	相良中学校	—	195	201	143	148	122
	小計	198	195	201	143	148	122
総計		597	538	513	422	383	332

イ 学校施設については、概ね教育環境の整備を図ってきたが、校舎等の老朽化及び運動場の劣化等が著しく、施設改修を必要とする箇所が多くなってきている。

ウ 社会教育施設としての地域集会施設等は、一部の地域を除き概ね整備されており、老朽化している施設について改築を実施している。また、農村の生活改善のため柳瀬及び川辺分校跡地に整備された研修施設である構造改善センター及び平成 6 年度に整備した上四浦地区集落センターについても関係部署との連携により、施設の整備及び改修等を実施し充実を図りながら、生涯学習推進のための学習機会を提供していくことが求められている。

エ 社会体育施設として、運動公園、総合体育館、弓道場、大字ごとの構造改善センター等が整備され、住民のニーズを充足している状況にあるが、修繕等の維持管理に係る経費が課題である。

本村では、これらの施設を利用し、住民による各種スポーツ大会が盛んに行われ、過去には国際大会や国民体育大会等の大きな大会も開催されたこともある。また、高齢者が気軽に楽しめるグラウンド・ゴルフなども地区等で盛んに行われ、住民の親睦・融和と、地域間の健康づくりに寄与している。

(2) その対策

ア 「学校・家庭・地域」が三位一体となり地域に開かれた信頼される学校づくりを通し、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子ども、豊かな心と健やかな体をもった児童生徒の育成を図るとともに、郷土愛の涵養と住民としての自覚の高揚を図ります。また、英語教育や異文化交流を通じて国際感覚を養い、近年の情報化社会に対応するための ICT 教育等、教育環境を充実させる。

平成 15 年度に改築された北小学校は、急激な児童数の減少で、全学年が複式学級となり、教育上の諸課題が顕在化していることから、今後は、地域の声を尊重し、児童にとって望ましい教育環境整備をするとともに、少子化に対応した活力ある学校づくりを行う。

イ 老朽化した学校施設等について、計画的な整備を進め、安全で良好な教育環境の確保を行うとともに教育機器・教材の継続的な整備による学習環境の充実を図る。

ウ 子どもから高齢者までの幅広い村民が、ニーズに応じて学習機会を自由に選択しながら、生涯にわたって学び合い、自己実現ができるように、生涯学習社会の実現に向け支援する。

社会教育関係団体との連携を図り、生涯学習の推進及び地域連携活動に努め、住民が主体的に行う文化・芸術活動と活動に携わるリーダー等の育成及び各団体の活性化を支援する。

各種社会教育団体の組織力の充実・強化のため、各種研修会への参加促進と生涯学習活動の拠点である中央公民館及び地区集会施設等の施設設備の充実に努める。

エ スポーツニーズの多様化に対応し、地域住民のだれもが、それぞれの年齢、体力、技術レベルに応じた活動とスポーツを通じた地域コミュニティの形成、スポーツに親しめる環境づくりを進める。

社会教育施設の安全性の向上や施設の充実、社会体育団体等の育成と併せスポーツ指導者の養成・確保を積極的に支援し、組織づくりと活動の充実に努め、各競技選手の育成に取り組む。

目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年度)	備考
特別支援教育支援員等の数	7 人 (令和 2 年度)	維持	
専門技師数	— (令和 2 年度)	1 人	
社会体育関係団体数	17 (令和 2 年度)	維持	
体育館施設利用者数	11,379 (令和元年度)	18,000	
運動公園施設利用者数	6,076 (令和元年度)	12,000	

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 ・校舎 ・屋内運動場 ・屋外運動場 ・スクールバス ・給食施設	小学校用トイレ改修事業（南小）	相良村	
		長寿命化改修事業（南小）	相良村	
		校舎・技術室長寿命化改修事業（中学校）	相良村	
		学校施設整備事業（自動センサー水栓 取替）（南北小中学校）	相良村	
		スクールバス運行事業（スクールバス 更新）	相良村	
	(3) 集会施設、体 育施設等 ・公民館 ・集会施設 ・体育施設	地域集会施設等整備事業	相良村	
		社会教育施設改修事業	相良村	
		体育館等整備事業	相良村	
		総合体育館大規模改修事業（感染症対 改修工事）	相良村	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育 ・その他	総合体育館大規模改修事業（非常用発電設備設置工事）	相良村	
		運動公園整備事業	相良村	
		スクールバス運行、給食運搬委託事業	相良村	
		デジタル教材導入事業（小中学校）	相良村	
		特別支援教育支援員及びスクールソーシャルワーカー等配置事業（小中学校）	相良村	
		A L T 配置事業（小中学校）	相良村	
		I C T 教育整備事業（電子黒板・パソコンリース等）	相良村	
		I C T 支援員配置事業（小中学校）	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「教育の振興」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と課題

本村の行政区は 18 区、世帯数は令和 3 年 3 月末現在 1,609 世帯となっている。
山間部の集落で高齢化率が 70%を超えるところもあり、高齢化や人口減少が加速的に進行している。

集落は、地域住民同士が相互に協力しあいながら生活の維持・向上及び環境整備を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭、地域環境整備活動等）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る集落内農道の草払い等の生産補完機能、農林地や地域固有の景観、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能など、重要な役割を果たしており、人口が減少していく中でこれらの機能の維持・向上が課題となっている。また、山間部の集落については、道路網の整備が進み生活環境の向上はみられるものの、公共交通機関による輸送サービスが十分に確保されておらず、通院や日常生活に不便をきたしており、村内全域を対象に交通手段の確保・利便性の向上に向けた施策に取り組む必要がある。

(2) その対策

住み慣れた土地、住み慣れた地域で誰もが生活が続けることができるように、生活の利便性の向上を図るとともに、生活環境の改善、福祉サービスの向上に努める。

隣保相互扶助の精神のもと、お互いが助け合い、自分達の地域は自分達でつくる意識の醸成を行うなど、地域力を高めコミュニティ活動の活性化を図るため、地域づくり活動支援事業を推進する。

目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年度)	備考
空き家バンク登録件数	— (令和元年度)	10 件	(再掲)
がんばる地域応援事業活用行政区数	8 区 (令和 2 年度)	18 区	

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域コミュニティ活性化事業（がんばる地域応援事業）	相良村	(再掲)

※当該施策については、その効果が将来に及び「集落の整備」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と課題

文化・芸術に携わるリーダーやボランティア等の構成員の高齢化により、文化振興関係団体数が減少している状況にある。

村内で伝承されている郷土芸能文化については、将来に伝承していくよう活動助成を行っているが、人口減少や高齢化、集落機能の弱体化等により、後継者や指導者の確保が困難になっている。将来にわたって継承され、発展していくためにも後継者の育成が課題である。

本村には、国指定重要文化財の十島菅原神社をはじめとする貴重な文化財等が数多く存在する。しかし、年々老朽化が進みつつあるなか、管理者の高齢化等により管理状態に差があるなど、適切な保存と効果的な活用が図られていない状況にある。この先人から受け継いだ貴重な文化財を未来に受け継ぎ、保存する必要がある。

(2) その対策

優れた芸術や文化に触れる機会の提供を支援するとともに、村民が自主的に行う文化・芸術活動を支援し、企画運営に携わる仕組みづくりや人材育成に努める。

村内に伝わる郷土芸能等については、地域が一体となって郷土に対する理解を深め、保存継承する意識を高め、保存団体に対し、継承保存に必要な支援を行いながら、貴重な伝統文化を村民の財産として保存継承に努める。

本村に残る数多くの民俗資料、歴史的遺産等の貴重な文化財については、その価値を再認識するために、郷土の歴史教育や広報等を通じて住民の理解を深め、保護意識の普及を図ることにより、保存活動等に対して若者の参加を促進する。

あわせて適正な管理保存のために管理者や必要に応じて近隣町村と連携するとともに、管理者の負担軽減のために保存修復に対する財政的支援を実施して、適正な保護・保存につなげ、破損や滅失の防止に努める。

また、文化財専門的な見地を有する学芸員の配置については、職員の定数管理の中で調整し、配置に努める。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
文化協会加入団体	11	維持	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業・地域文化振興	教育関係団体補助事業（文化協会）	相良村	
		文化財等整備保存事業	相良村	
		地域コミュニティ施設等再建支援事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「地域文化の振興等」の推進につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と課題

太陽光・風力・小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー自給率の改善にも寄与し有望かつ多様で、重要な低炭素な自然界に常に存在するエネルギーである。また、化石燃料などが限りある資源であることや地球温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

本村においては、村が独自で実施した事業は村総合体育館への太陽光発電整備の設置のみに留まるが、民間では家屋の屋根や住宅地及び山林地内等に企業や個人所有の施設が設置されている。中には、農業振興地内や森林伐採等による自然環境への影響が懸念されるケースもある。

しかしながら、再生可能エネルギーは脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、地域と連携及び共存していくための方策として、導入に伴うガイドライン等を整備し推進する必要がある。

(2) その対策

災害時などに貴重な非常用電源として活用できる太陽光及び風力発電については、住民等への普及啓発も兼ね公共施設及び敷地への導入を推進する。また、自然環境を生かした再生可能エネルギーは、社会を維持し発展させていくため、重要な電源であることから、住民や事業者等に対し情報提供を図るとともに、周辺環境等に配慮するなどし、主力電源化に向け活用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	公共施設等における再生可能エネルギー導入事業	相良村	

※当該施策については、その効果が将来に及び「再生可能エネルギーの利用の推進」につながるものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、当該計画等の見直し等により随時整合性を図りながら、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、持続及び発展的な過疎地域対策事業を適切に推進する。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 ・移住定住 ・地域間交流 ・人材育成 ・その他	木造住宅新築（建設）支援事業	相良村	移住定住のための住まいの確保等の支 援、地域住民や関係機関と連携した地域 活性化事業を展開し、居住人口の確保や 交流人口の拡大を図ることができ、その 効果は将来に及ぶ。
		宅地造成・区画整備事業	相良村	
		空き家利活用支援事業	相良村	
		地域拠点施設整備	相良村	
		地域おこし対策事業	相良村	
		相良村（川辺川）魅力創造事業	相良村	
		地域コミュニティ活性化事業（がんばる地 域応援事業）	相良村	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発 展特別事業 ・第１次産業 ・商工業、６次産業化 ・観光 ・企業誘致 ・その他	生産組織育成等事業	相良村	農林水産業の生産力及び所得向上・担い 手の確保、地元商工業への支援を行うこ とにより地域経済の活性化、企業誘致事 業等を講じることで雇用の確保ができ る。また、併せて観光振興に取り組むこ とで地域活性化・公園管理においては生態 系の保護を図ることができ、その効果は 将来に及ぶ。
		経営体育成支援事業	相良村	
		畜産振興対策事業	相良村	
		農林業新規就労者育成事業	相良村	
		農林業研修等支援事業	相良村	
		中山間地域等直接支払事業	相良村	
		くまもと間伐材安定供給対対策事業（間伐 事業）	相良村	
		森林環境保全整備事業（造林・間伐事業）	相良村	
		間伐等森林整備促進対策事業	相良村	
		特用林産物生産向上対策事業	相良村	
		野生鳥獣対策事業（有害鳥獣の捕獲）	相良村	
		企業誘致対策事業	相良村	
		商工会運営補助事業	相良村	
		商工振興活性化補助事業	相良村	

		観光イベント事業（サガラッパ祭等）	相良村	
		公園管理事業	相良村	
		川辺川魅力創造事業	相良村	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・情報化 ・デジタル技術活用	情報通信施設（光ブロードバンドサービス）維持管理事業	相良村	地域における情報インフラ及びデジタル化・活用は、地域住民の生活・地域経済の活性化に必要不可欠となっており、その整備及び管理等を適切に行うことで安定したサービスの提供等を行うことができ、その効果は将来に及ぶ。
		電子計算業務事業	相良村	
		公衆無線LAN導入及び機器維持管理事業	相良村	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 ・交通施設維持 ・その他	地方路線バス補助事業	相良村	地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決のみならず、むらづくり・観光・健康・福祉・環境等の分野においても効果があり、その効果は将来に及ぶ。
		くま川鉄道経営安定化及び再生協議会補助事業	相良村	
		予約型乗合タクシー運行事業	相良村	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・生活 ・環境 ・危険施設撤去 ・防災、防犯	ごみ収集（業務委託）事業	相良村	村民の生活環境の維持及び安全確保に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。
		防犯灯整備事業	相良村	
		交通安全設備（カーブミラー等）整備事業	相良村	
		防犯カメラ設置事業	相良村	
		村有住宅解体撤去事業	相良村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 ・高齢者、障害者福祉 ・健康づくり ・その他	社会福祉協議会運営費補助事業	相良村	高齢者、障がい者、児童及び子育て世代等に対する支援事業の充実を図り、地域で安心安全に暮らせる地域づくりにもつながるものであり、その効果は将来に及ぶ。
		老人保護措置事業	相良村	
		高齢者住宅改造助成事業	相良村	
		介護予防生活支援事業	相良村	
		介護基盤緊急整備事業	相良村	
		高齢者支援事業	相良村	
		障害者自立支援事業	相良村	
		地域生活支援事業	相良村	

		障害者福祉事業	相良村	保護者の負担軽減や食育の推進を図ることができ、その効果は将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業	相良村	
		少子化対策総合交付金事業	相良村	
		放課後児童健全育成事業	相良村	
		放課後児童クラブ整備事業	相良村	
		保育所関係事業	相良村	
		特別保育事業	相良村	
		保育対策総合支援事業	相良村	
		障害児保育事業	相良村	
		副食費助成事業	相良村	
		少子化対策事業	相良村	
		ひとり親医療費助成事業	相良村	
		児童手当事業	相良村	
		学校給食運営費助成事業	相良村	
		修学旅行費用助成事業	相良村	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 ・その他	母子保健事業（健診、教育、相談、訪問等）	相良村	村民の生涯にわたる健康増進、疾病予防を目的に暮らしの安心安全に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。
		感染症予防事業（結核検診・予防接種等）	相良村	
		むし歯予防対策事業	相良村	
		健康増進事業（健診、教育、相談、訪問等）	相良村	
		特定健診・特定保健指導事業	相良村	
		後期高齢者健康診査	相良村	
		健康総合管理事業（システム活用）	相良村	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス運行、給食運搬委託事業	相良村	遠距離通学児童の緩和・安全確保、児童生徒の心身の健全な発達のための給食

	・義務教育 ・その他	デジタル教材導入事業（小中学校）	相良村	業務を実施。また、デジタル関連事業については、児童生徒の学習の効率化や情報活用能力の向上を図ることができる。特別支援教育支援員等の配置については、児童生徒の学習支援や生活改善につながる事業。 外国語授業においてA L Tを配置することにより語学教育への意欲や関心を引き出ことができている。 それぞれの効果については、将来に及ぶ。
		特別支援教育支援員及びスクールソーシャルワーカー等配置事業（小中学校）	相良村	
		A L T配置事業（小中学校）	相良村	
		I C T支援員配置事業（小中学校）	相良村	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域コミュニティ活性化事業（がんばる地域応援事業）	相良村	（再掲）
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	教育関係団体補助事業（文化協会）	相良村	村民が自主的に行う文化・芸術活動や企画運営に携わる仕組みづくり、人材教育が図られ、村の文化振興につながる。その効果は、将来に及ぶ。
		文化財等整備保存事業	相良村	保存修復に対する負担軽減支援を図り、適正な文化財の保護・保存につながる。その効果は、将来に及ぶ。
		地域コミュニティ施設等再建支援事業	相良村	災害により被災した地域コミュニティ施設再建の負担軽減を図る支援を行い、早期復旧・復興につなげる。その効果は、将来に及ぶ。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	公共施設等における再生可能エネルギー導入事業	相良村	防災拠点の公共施設において災害時に機能を保持でき、環境負荷の小さな地域づくりに係る普及啓発を図ることができ、その効果は将来に及ぶ。